

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納整理システム
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	納税課
個人情報ファイルの利用目的	納税折衝の記録や納付書の発行、滞納処分実施のための書類作成等、市税の徴収事務を円滑に進めるため
記 録 項 目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名情報（住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名、外国人通称）、4 特別徴収義務者、5 電話番号、6 住所、7 生年月日、8 性別、9 続柄、10 消除事由、11 消除日、12 送付先住所、13 賦課年度、14 課税年度、15 賦課税目、16 調定額、17 収入額、18 未納額、19 滞納額、20 所得額、21 所得控除額、22 延滞金情報（調定額、収入額）、22 振替口座情報（税目、金融機関名、口座種別、口座名義人、口座番号、納付種別）、23 収納履歴（納付額、収納日、公金日）、24 速報データ情報（領収日、納付額、納付場所/納付方法）、25 納税折衝記録（過去の窓口・電話でのやり取り、納付書の送付履歴）、26 滞納処分記録、27 財産調査記録、28 口座振替依頼書画像データ、29 軽自動車情報（標識番号、車種、車名、登録日）
記録される個人の範囲	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき、住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者を含む。 住民基本台帳に記録された住民以外の市税の課税対象となった者
記録情報の収集方法	税収納・税宛名システムとの情報連携 各担当者による納税折衝記録、滞納処分記録、財産調査記録の手入力
要 配 慮 個 人 情 報	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織	(名称) 納税課
	(所在地) 刈谷市東陽町1丁目1番地

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子計算機処理） 政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルの有無（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（手処理）
備考	